

令和3年度循環器病の患者に対する治療と仕事の両立支援モデル事業 公募要綱

1. 目的

脳卒中や心血管疾患といった循環器病には、発症後の身体機能等の低下や、再発、増悪・寛解を繰り返すといった疾患特性があるため、これを踏まえた支援の提供が必要である。

特に、心血管疾患については、疾病の種類、程度、これについての産業医等の意見を勘案してできるだけ配置転換、作業時間の短縮等必要な措置を講ずることによって不要な就業機会の逸失を避けるため、適切な両立支援体制の整備が求められている。

このような状況を踏まえ、循環器病の患者自身や就労支援に携わる者が、患者のおかれた事情を総合的に把握するため「治療と仕事両立プラン」に相当する計画を策定し、循環器病の診療を担う施設において、患者の治療と仕事の両立支援の推進を図ることを目的とし、国が財政的支援を行うものである。

2. 応募の資格

以下の全ての要件を満たす団体であること。

- ①急性心筋梗塞、大動脈解離、慢性心不全等の心血管疾患の入院診療を提供している医療機関であること（なお、施設の特性に応じて、心大血管リハビリテーションの実施や成人先天性心疾患患者に対する取組等も考慮する）。なお、採択にあたっては、診療施設の特性のバランスを考慮して選定する可能性がある。
- ②自施設において就労に関わる相談支援体制が確保され、相談支援の実績が複数件あること（特に、心血管疾患に対する実績があることが望ましい）。
- ③事業期間中に、自施設において心血管疾患患者に対し、就労に関する相談支援を入院・外来を含めて概ね5件以上実施することが想定できる入院診療実績があること。（就労支援を実施する患者の心血管疾患の種類、多様性を考慮する可能性がある。）

3. 事業内容等

(1) 事業内容

「両立支援コーディネーター」の研修を受講した相談支援員を循環器病に対する両立支援の担当として配置し、個人ごとの状況に応じて、治療と仕事の両立に係る計画を立て、就労支援を行う。計画を立てるにあたっては、適宜、令和2年度循環器病の患者に対する治療と仕事の両立支援モデル事業における事業の成果や、「仕事とがん治療の両立お役立ちノート」の記載を参考にすることによって雛形を作成し、用いること。

また、企業向けのマニュアルではあるが、「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」の参考資料として、心疾患に関する留意事項が示されているため、適宜参照し、当事業を実施するにあたっては、令和2年度循環器疾患・糖尿病等生活習慣病対策総合研究事業における、「循環器病領域における治療と仕事の両立支援の手法確立に向けた研究」の研究成果を踏まえ事業を実施することが望ましい。

(2) 実施期間

実施通知後から令和4年3月31日までとする。

(3) 予定補助事業者数

本事業における補助事業者数は、5事業者の予定である。

(4) 各事業者間の連携と情報共有

本補助金において支援を受ける事業者においては、各事業者間の連携を確保し、就労支援の効果的かつ効率的な実施に関する情報共有を行うこと。

4. 対象経費等

経費の補助については、別に定める「感染症予防事業費等国庫負担（補助）金交付要綱」に基づいて行われるものである。

今回の事業計画の作成にあたっては、補助対象経費は以下を予定している。

(1) 計画所要額

予算の範囲内で国庫補助が行われるため、補助額は計画所要額を下回る場合があるので留意すること。

なお、補助額は、概ね4百万円の予定である。

(2) 補助対象経費

報酬、給料、職員諸手当（通勤手当、期末・勤勉手当）、共済費（保険料）、会議費、旅費、需用費（図書購入費、消耗品費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費、広告料）、委託費、借料及び損料及び備品購入費

5. 留意事項

- (1) 事業の実施目的及び期待する成果が明確で、適切な事業計画が策定されていること。
- (2) 事業内容に即した所要額見積もりであること。
- (3) 経費については社会通念上相応の単価を用い、事業内容に照らして適切な員数、回数、数量等を見込んで積算すること。ただし、これによりがたい相当の理由がある場合には、その理由や積算の考え方などを記した書面を計画書に添付すること。
- (4) 補助対象事業について、他の機関からの補助を受ける場合にあっては、本事業にかかる経費から他の補助金を控除した額を上限とすること。

6. 応募方法

1 団体 1 事業のみの応募とする。

(1) 提出書類

- ・循環器病の患者に対する治療と仕事の両立支援モデル事業計画書（様式 1）に必要事項を記入の上、以下の文書を添付する。
- ・団体概要（様式 2）
- ・事業計画書（様式 3）
- ・所要額内訳書（様式 4）
- ・その他
定款（寄付行為）、前年度事業報告書、財産目録、貸借対照表の写し
なお、提出書類は、原則としてすべて A 4 コピー用紙両面刷りによること。

(2) 提出先

厚生労働省健康局がん・疾病対策課（以下「厚生労働省」という。）に、
令和3年5月28日（金）17時までに1部提出すること。

7. 採択方法

採択にあたっては、厚生労働省に設置する本事業に関する選定委員会（以下、「選定委員会」という。）が採択団体を決定する。

審査に当たっては、原則として書面審査により行うこととする。

審査は令和3年6月頃に予定している。

この他、応募内容について、必要に応じ国から応募者に対し問い合わせを行う場合がある。

審査にあたっては、当該分野における就労支援の取組の実績を重視するとともに、本事業の期間内に実施が見込まれる就労支援の件数も考慮する。

審査終了後、採択の可否及び国庫補助基準額について通知を行う。

なお、採択決定後において、厚生労働省が指示する補助金に関する書類の提出期限を守らない場合は、採択の取消しを行うこともあるので十分留意すること。

8. 事業計画書の提出先

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

厚生労働省健康局がん・疾病対策課循環器病対策係

9. 本事業の照会先

本事業に関する照会先は以下のとおりとする。

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

厚生労働省健康局がん・疾病対策課循環器病対策係

TEL : 03-5253-1111 (内2359)